

平成 29 年 10 月 31 日

第 34 回 滋賀地方労働審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込要領によりお申し込みください。

記

1 開催日時等

1 日 時	平成 29 年 11 月 16 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
2 場 所	滋賀労働総合庁舎 6F 共用会議室
3 議 題	平成 29 年度上半期滋賀労働行政の事業実施状況他
4 傍聴者数	6 人

2 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会名、開催日、住所、氏名、電話番号、FAX 番号及び所属をご記入のうえ、はがき又は FAX で次のあて先までお申し込みください。

申込締切日は、平成 29 年 11 月 10 日（金）17:00（必着）です。

〒520-0806

大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働局総務部総務課内

滋賀地方労働審議会事務局 宛

FAX 077-522-6442

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には事務局で抽選を行います。

抽選の結果は、お申込み時の記載の電話番号に連絡します。

- (3) 当日、申し込み者本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることがわかるものをお持ちください。

3 その他

- (1) 傍聴される場合は、別紙の「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いの方は、申込時にその旨お書き添えください。また、介助の方がおられる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

本件お問い合わせ先

滋賀地方労働審議会事務局

電話 077-522-6647

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等音の出る機器については、電源は切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し、意見の陳述を求めたり、賛否の表明、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 10 凶器その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。

これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

滋賀地方労働審議会